付表1

固 定 資 産 明 細 書

対象施設等			取　得 年月日	減価償却 開　始 年 月 日	取得価額 円	帳簿価額 円	耐用 年数	※ 決定価格 円	摘要
種類	細目	数量							
工場	鉄骨造 鋼板葺1階建	1	H25.2.1	H25.2.1	30,000,000	30,000,000	31		

・ この固定資産明細書には、課税免除の対象となる家屋のみ記載してください。

記載上の注意

「対象施設等」の欄は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第2条第3項第2号ｲ若しくはﾛに掲げる事業の用に供されている(1)に掲げるものについて、又は同号ｲに掲げる事業に関連する開発研究の用に供されている(2)に掲げるものについて記載すること。

(1)　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の2第1項の表の第1号、第17条の2第1項の表の第1号、第18条の4第1項、第25条の2第1項の表の第1号又は第26条の4第1項に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物

(2)　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第12条の5第2項又は第17条の5第2項に規定する建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）第3条の4第1項又は第6条の4第1項に規定する減価償却資産